

平成30年8月30日からの大雨による災害に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生へ(お知らせ)

大雨の被害に遭われた下記地域の世帯の学生は、以下の経済的支援策がありますので、学生サービス課奨学支援係までご連絡ください。

1. 災害救助法適用地域

【山形県】新庄市 最上郡最上町 最上郡舟形町 最上郡真室川町 最上郡大蔵村 最上郡鮭川村 最上郡戸沢村

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取り扱います。

2. 授業料免除

平成30年度後期分授業料の免除申請をすることが出来ます。申請期間は平成30年9月18日～20日です。
詳細は、学生情報ポータル、掲示をご確認ください。

3. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用

- 緊急採用（第一種奨学金）：平成30年8月以降で本人の希望する月～平成31年3月（申請により継続可）
- 応急採用（第二種奨学金）：平成30年8月以降で本人の希望する月～修業年限の終了月

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiiki/genzai.html)

4. 日本学生支援機構「JASSO支援金」

居住している住宅（自宅通学生は実家、自宅外通学生は下宿先）が半壊以上の被害に遭った場合に申請が出来ます。
申請期限は10月31日（水）までです。

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>)

【平成30年9月10日 学生サービス課 奨学支援係】